

訓練用資機材の貸出要領

令和7年5月1日神戸市中央防火安全協会会長決定

【目的】

- 1 本事業は、神戸市中央防火安全協会（以下、「協会」という。）会則第7条第5号に基づき、協会所有の訓練用資機材を地域防災力の向上を目的として無料貸出を行うものである。

【貸出機器】

- 2 この要領により貸出す訓練用資機材は以下のものとする。
 - (1) 煙体験ハウスセット
 - (2) スモークマシーン
 - (3) 消火訓練用機材
 - (4) 水消火器
 - (5) 訓練用自動火災報知設備セット

【貸出対象】

- 3 貸出の対象は、営利目的以外の各種イベント及び訓練・広報行事等とし、転貸は認めない。

【貸出方法】

- 4 貸出にあつては、貸出を求めるイベント主催者等が事前予約の連絡を行い、別紙「借用申請書」により協会長あて申請し、理事（総務担当）が受付順に貸出を決定する。
 - (1) 貸出の事務等は、理事（総務担当）が行い、申請書等の受付及び貸出・返却日時については、原則、土・日曜日、祝日を除く8時45分から17時30分とする。
 - (2) 貸出に伴う保管及び管理は、理事（総務担当）が行う。
 - (3) 前3に反して使用していることが判明した場合は、イベント主催者等に対し返却を求めるとともに、以後の貸出を禁止する。
 - (4) 貸出備品は、イベント主催者が神戸市中央消防署で受け取り、返却についても中央消防署まで搬送し返却する。

【貸出期間】

- 5 貸出期間は、貸出日より7日以内とし、原則、期間の延長は認めない。

また、同一イベント主催者等が繰り返し貸出を受けることにより、他のイベント主催者等への貸出に支障が生じる恐れがある場合は、反復借受イベント主催者等に対し貸出を認めない場合がある。

【破損・紛失等】

- 6 貸出期間中における機器の破損・紛失・盗難については、イベント主催者等が責任を持って賠償する。

【運用開始】

- 7 この要領は、令和7年5月1日から運用する。